

前期→後期のポイントまとめ【まちづくり方針 4～6】

1 三郷市を取り巻く状況の変化等に伴う変更

(1) 【施策 4-1-2】 鉄道拠点三駅それぞれの表現の最適化について

①三郷中央駅周辺の「三郷中央におどりプラザ」や宿泊施設は、運用されて長期間となる。

⇒現行記載の「三郷中央におどりプラザや宿泊施設が建設され、」について現状に準拠するよう記載を見直す。

②三郷中央駅開業 20 年を迎え、地域も発展から成熟へ向かいつつある。

⇒現行記載の課題について「発展」を「魅力向上」に見直す。

③三郷駅周辺は、土地区画整理事業による整備完了後 43 年が経過し、成熟期を迎え商業施設の建て替えや新たなマンションの建築などが進んでいる。

⇒現行記載の課題について「発展が期待を」を「活性化が求められている」に見直す。

(2) 【施策 4-1-2】 三郷北部地区について

・三郷北部地区は、事業完了前の現時点においてもほぼ全ての土地で土地利用される状況である。また、保留地も完売しており既に物流施設の建設が始まっている。

・前期基本計画が策定された令和 2 年度は、三郷インター南部南土地区画整理事業が完了した年度であったが、南部南地区内にも物流施設が立地し、公園の整備も完了している。

⇒産業拠点として流通・工業機能の集積についての記述は「課題」から「現状」に移動し、現時点に即した記載に見直す。

(3) 【施策 4-1-3】 市内一斉清掃への町会・自治会の参加状況について

近年、一部の町会・自治会が市内一斉清掃へ不参加となっている。

⇒現行記載の「市内一斉清掃への町会・自治会の参加率は 100%であり、」について現状に準拠するよう記載を見直す。

(4) 【施策 4-1-3】 住宅確保要配慮者について

本市の人口が減少に転じており、高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯といった住宅確保要配慮者が今後大きく増加する懸念が解消されつつある状況。

⇒現行記載の「増加する見込み」との表現を見直すとともに、より適切な表現に改める。

(5) 【施策 4-2-2】 東京外かく環状道路の延伸に伴う道路の諸問題について

・平成 30 年 6 月 2 日に東京外環自動車道（三郷南 IC～高谷 JCT）が開通した当時、それに伴う問題発生が懸念されていたが、開通後 7 年程度経つ現在、明確な問題は出ていない。

・一方で、通過交通量は増大しており、安全対策を引き続き国等と連携していく必要がある。

⇒現行記載の「延伸に伴う道路の諸問題への対応」を見直すとともに、本市の抱える課題を明確にするため記載を見直す。

(6)【施策 4-2-2】都市計画道路三郷流山線の東埼玉道路までの延伸について

都市計画道路三郷流山線の延伸により、東埼玉道路、スマートインターチェンジのフルインター化の整備効果が最大限に発揮されることや、周辺道路の渋滞解消などに寄与することが期待されている。

⇒現状を踏まえた記載を追記する。

(7)【施策 4-2-2】通学路の安全な歩行の確保について

市内でこどもを巻き込んだ交通事故が発生するなど、通学路における交通安全対策が大きな課題となっている。

⇒通学路に狭い道路が多いという現状を踏まえ、安全な歩行の確保にかかる課題として整理し、こどもの交通安全のための道路改良に努める。

(8)【施策 4-2-3】地域公共交通の現状及び課題について

路線バス、タクシーについて、運転手不足等の理由による減便や運休が増加しており、その有効な解決策が全国的に課題となっている。

⇒実情を追記するとともに、市民、事業者、行政の連携により「地域が守り、支え、育てる公共交通の実現」に向けた検討をしていく必要がある旨を記載する。

(9)【施策 4-2-4】給水収益の見込みについて

給水人口をはじめ、水道使用量及び有収水量は減少傾向となっている。

⇒給水収益について現状に即した記載に見直すとともに、水道事業の安定経営にかかる課題を整理する。

(10)【施策 5-1-1】事業所や企業の販売活動などの動向について

- ・全国の小売業販売は緩やかな上昇傾向にある。
- ・本市における事業所や企業の販売活動などの動向について、本市に限った統計は無いが、全国の状況と同程度に推移しているため全国の状況を現状分析として記載する。

⇒経済産業省の実施する商業動態統計を基に最新の状況に沿った記載へ見直す。

(11)【施策 5-1-1】個店・商店街を取り巻く変化について

- ①事業の継続を望む市内事業者が自立した経営を持続するに当たっては、三郷市に限らず首都圏や全国的な時勢の変化に対応していくことが必要となる。

⇒取組みの前提となる現状分析について、昨今の現状に即した記載へ見直す。

- ②地域の顔である商店街については、全国的に年々商店街運営が厳しくなっている現状がある。そのため、現存する商店街組織としての維持、商店街の基盤維持が課題となっている。

⇒現状を踏まえ、「維持」することも課題として記載を見直す。

⇒商店街の存在の周知についても記載を追加する。

(12)【施策 5-1-2】地域の基盤強化にかかる法改正や県の動向について

- ・「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」は平成 29

年 7 月より「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」へと題名が改められた。

- ・埼玉県においても「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき第 2 期埼玉県基本計画を策定し、地域の成長発展の基盤強化に取り組んでいるところ。

⇒現状の法改正や県の動向を踏まえた記載へ見直す。

(13) 【施策 5-1-3】 農地や農家を取り巻く三郷市の都市構造変化について

- ・本市のまちづくりにとれない、都心近郊の流通拠点としての発展を続けている。
都市化にとれない農地や耕作面積の減少が進んでいる。
- ・一方で、流通の利便性を活かし、安心して安全な農作物を新鮮な状態で供給できる都市型農業の形成に寄与している。

⇒現在の都市構造変化を踏まえた記載へ見直す。

(14) 【施策 5-2-1】 産業と雇用の創出について

- ・起業は地域の発展や雇用の創出をもたらす原動力となりますが、起業後の残存率が業種・規模によって異なる現状がある。

⇒起業後の実態を踏まえた記載へ見直す。

(15) 【施策 5-2-3】 外国人住民の増加について

- ・外国人住民の人口比率が増加傾向にある。
- ・現状の三郷市においては他自治体で発生しているような大規模な社会問題は発生していないものの、これからの地域を共につくる一員として外国人が包摂された多様性に富んだ活力ある社会の形成が求められている。

⇒現在の状況を反映するとともに、現在の取組み状況に即した内容に見直す。

(16) 【施策 6-3-1】 性的少数者理解増進について

- ・令和 5 年 6 月 23 日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。
- ・同法の第 5 条において、地方公共団体の役割として、国民への理解増進に向けた施策の策定及び実施が努力義務と定められた。

⇒本市においても同法の基本理念にのっとり、引き続き人権問題にかかる課題解決に取り組むため、法律施行について記載する。

(17) 【施策 6-3-2】 困難な問題を抱える女性への支援について

- ・令和 6 年 4 月 1 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）及び「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正が施行された。
- ・女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化していることを受けた法改正。

⇒本市においても同法の基本理念にのっとり、引き続きジェンダー平等社会の形成に取り組む。

むため、法律施行について記載する。

2 事業や取組の進捗に伴う変更

(1) 【施策 4-1-2】 三郷北部地区の土地区画整理事業について

- ・令和 8 年に事業完了を予定。
- ・令和 6 年度の基盤整備概成を以って物流施設の建設が順次着工した。

⇒現状を反映し修正するとともに、基盤整備後の状態を追記。

(2) 【施策 4-1-2、4-2-2、5-1-2】 三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化について

- ・三郷料金所スマートインターチェンジは令和 7 年 3 月にフルインター化が完了した。
- ・今後は都市計画道路三郷流山線の整備を進める方向。

⇒・事業完了を反映し、現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

- ・スマート IC の表記をすべてのページで統一するよう修正する。

(3) 【施策 4-1-2、4-2-2、5-1-2】 三郷流山橋有料道路について

三郷流山橋有料道路は令和 5 年 11 月に開通した。

⇒事業完了を反映する。

(4) 【施策 4-1-3】 道路環境について

- ・道路における通行阻害等の一因となる雑草等への対応については、これまでも適切に対応し、道路環境の維持に努めている。
- ・今後も個々の対応を含め、現状の維持に努める。

⇒現行記載の「整備」の記載を「維持」へ見直す。

(5) 【施策 4-2-2】 道路ネットワークについて

- ・都市計画道路駒形線、天神笹塚線及び新和高須線の整備が進捗し、今後は草加三郷線の整備に向けて着手することで、市内の各拠点を結ぶ道路ネットワークのさらなる充実が図られる。
- ・都市計画道路三郷流山線の整備が本格的に始まり、ミッシングリンクの解消が期待される。併せて、この三郷流山線の中川への架橋を含む東埼玉道路方面への延伸について、様々な検討がされている。
- ・これらの道路ネットワーク軸の構築は、市内の渋滞対策、災害時における他自治体との連携強化、地域振興などに大きく貢献すると期待される。

⇒市内だけでなく、より広域的な交流促進を行うよう記載を変更する。

(6) 【施策 4-2-2】 橋りょうの管理について

- ・他のインフラ施設と同様、橋りょうについても老朽化が進む見込み。
- ・老朽化の進む橋りょうを安全に維持管理するためには補修に限らず架替え等の抜本的な対策も必要となる。

⇒現行記載の「老朽化した橋りょうの補修」の記載を補修以外の必要な対策も包含する記載へ見直す。

(7)【施策 4-2-3】自転車利用の促進・推進について

- ・シェアサイクルに関して令和 6 年 3 月から事業者と協定を締結し、市内約 30 か所にステーションを設置し、利用を開始した。令和 7 年 4 月現在、市内約 70 か所にステーションが設置されている。
- ・前期基本計画期間中にバス利用の促進のためサイクルアンドバスライドの検討を進めた中で、シェアサイクルとの相乗効果が期待できることが確認された。

⇒「サイクルアンドバスライドの推進」を「自転車利用の推進」に書き換えるとともに、現在の取組み状況に応じた記載（自転車に関連する取り組みを統合）へ見直す。

(8)【施策 4-2-4】水道施設耐震化について

- ・令和 3 年 12 月に改定された「第 3 次三郷市水道事業基本計画」に、水道施設がまもなく耐用年数を迎え、老朽化や耐震化への対応が必要であることへの対応が盛り込まれた。
- ・令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震での教訓を踏まえ、水道施設の老朽化対策や災害対策など、上下水道一体での耐震化を推進するため、令和 7 年 1 月に「上下水道耐震化計画」を策定した。
- ・令和 7 年 1 月に中川流域下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生し、全国的に水道施設を含むインフラの老朽化対策・維持管理の重要性が再認識された。

⇒個別計画の策定状況を反映するとともに、水道施設の老朽化対策・災害対策にかかる課題を整理する。併せて上下水道一体で取り組むことについて追記する。

(9)【施策 5-1-3】高収益農業の推進について

- ・本市では平成 26 年度に策定した「三郷市農業振興計画」を改訂し、令和 6 年度、新たに「三郷市都市農業振興基本計画」を策定した。
- ・本計画において、農業後継者不足と販売農家の育成、生産者の販売機会の拡大、都市農業に対する市民の理解、都市化の進展に伴う農地の減少などを課題として整理し、農業振興を推進しているところ。
- ・その一環として市内農家と連携しながら取り組んできた中で、三郷ジュシーあすばら・三郷秋どりえだまめ・三郷メロンが三郷市の特産品として定着することができた。

⇒新特産品等の産出にかかる記載について前期基本計画期間中の進捗を反映し、かつ、後期基本計画における取組みに応じた記載へ見直す。

(10)【施策 5-2-2】観光振興について

- ・三郷市の認知度やイメージの向上を図り、より一層三郷市の魅力を市内外に「発信」していくことが重要であり、それを強調する。
- ・令和元年度から令和 3 年度にかけて国の地方創生推進交付金を活用した「地方創生推進事業（都市型ヘルスツーリズム推進）」を実施し、市の観光資源の洗い出し、市内回遊・ブランド化・郷土愛醸成にかかる検討を行い事業完了。

⇒前期基本計画において「健康」をテーマとした観光振興を検討・試行した。試行の中で、「健康」に限らずレジャー等の需要も発見できたことから、後期基本計画においては健康に限らず地域との親和性や経済効果を重視しながら魅力発信に取り組む方向で記載を見直す。

(11) 【施策 5-2-2】 情報発信の手法について

時勢の変化に対応するため、届けたい対象の年齢層や生活圏を踏まえ適切な手法を検討・選択している。

⇒現在の取組み状況に応じた記載へ修文する。

(12) 【施策 5-2-3】 多言語対応について

- ・外国人住民の人口比率が増加傾向にあることを踏まえ、外国人に対する情報発信や円滑なコミュニケーション形成は大きな課題である。
- ・職員個々人の語学力に依存せず、いつでも正確な案内を行うことができるよう、市民等と職員のコミュニケーションを補助するため、通訳者の派遣、AI 自動翻訳システムの導入や日本語教室の開催等といった取組を進めているところ。

⇒現在の取組み状況に即した内容に見直す。

(13) 【施策 6-1-1】 読書推進について

- ・平成 25 年 3 月 18 日に三郷市議会の議決を経て、「日本一の読書のまち」を宣言した。
- ・令和 6 年度に実施した市民意識調査においても“「日本一の読書のまち三郷」の取り組み”に魅力を感じると答えた市民の割合は 41.6%と高い傾向にある。
- ・現在は令和 8 年度を始期とする第 3 次日本一の読書のまち三郷推進計画の策定に向けて検討を進めているところ。

⇒引き続き「日本一の読書のまち」の普及啓発を図るとともに読書推進に取り組むため、現在の取組み状況に応じた記載へ見直す。

3 その他（軽微な文言修正等）

(1) 【施策 4-1-1】 文章の推敲について

取組みの本文について、より適切な表現に変更する。

(2) 【施策 4-1-2、4-2-2】 表記の統一について

「広域交通ネットワーク」と「広域道路ネットワーク」の記載について、主意が同じであるため表記を統一する。

(3) 【施策 4-1-3】 用語の整理

土地区画整理事業に関連した町名及び地番の管理は「住居表示」ではなく「町名変更」が正しいため、正確な記載とするよう文言整理する。

また、「パトロール」と「巡回」はニュアンスの違いはあるものの同義であることや、取り組みの流れを表現するため、全体的に文言を整理する。

(4)【施策 4-1-3、4-2-1】文章の推敲について

現状の本文について、より適切な表現に変更する。

(5)【施策 4-2-2】用語の整理

「新市街地が広がる」ことへの対が「老朽化する橋りょうや道路が増える」となっており、比較の対象となっていないことから、文言整理する。

「長寿命化」は「対策を講じた結果」であり、実際の対策である「架替え」と並列にすることはなじまないため、文言整理する。

また、読みやすさを考慮した文言整理を行う。

(6)【施策 4-2-3】用語の整理

本市の高齢化率を踏まえて「高齢化社会」「高齢社会」を「超高齢社会」へ文言整理する。

(7)【施策 6-1-2、6-2-1、6-2-2、6-3-1 脚注】表記変更について

内閣府通知に基づき、「子ども」の表記を「こども」へ変更する。

上記の他については引き続き推進を図る【記載の修正無し】